



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*54 和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年・男女共同参画課) 1

○ 告示

695 指定障害児通所支援事業者の廃止	(障害福祉課) 2
696 保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課) 3
697〃	(〃) 3
698〃	(〃) 4
699〃	(〃) 4
700 公共測量の実施	(技術調査課) 4
701〃	(〃) 5
702〃	(〃) 5
703 道路の区域変更	(道路保全課) 5
704〃	(〃) 5
705 道路の供用開始	(〃) 6
706 隨意契約の相手方の決定	(警察本部) 6

規 則

和歌山県規則第54号

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年11月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県青少年健全育成条例施行規則(昭和54年和歌山県規則第4号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(有害な図書等又は刃物類若しくは器具類の内容等) 第3条 略 2 条例第13条第5項第4号に規定する規則で定めるものは、統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件(平成25年総務省告示第405号)に定める日本標準産業分類に掲げる次の業種に属する業務用とする。 (1)～(8) 略 3～6 略	(有害な図書等又は刃物類若しくは器具類の内容等) 第3条 略 2 条例第13条第5項第4号に規定する規則で定めるものは、統計法第28条及び附則第3条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件(平成21年総務省告示第175号)に定める日本標準産業分類に掲げる次の業種に属する業務用とする。 (1)～(8) 略 3～6 略
(年齢を確認するための書類) 第4条 条例第14条第2項(条例第15条第2項、第16条第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。	(年齢を確認するための書類) 第4条 条例第14条第2項(条例第15条第2項、第16条第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。

(1)～(5) 略
 (6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード

(7) 略

(1)～(5) 略
 (6) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）別記様式第2の様式によるものに限る。）
 (7) 略

別記第2号様式中

	性別	男・女	を
--	----	-----	---

	性別	男・女	を
--	----	-----	---

	性別	男・女	を
--	----	-----	---

	性別	男・女	を
--	----	-----	---

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第3号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第4号様式中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記第5号様式から別記第7号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第4条の規定の適用については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第30条の44第3項の規定により交付された同条第1項に規定する住民基本台帳カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令（平成27年総務省令第76号）第5条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）別記様式第2の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードとみなす。

告 示

和歌山県報 第58号

令和元年11月22日（金曜日）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和元年11月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051700056	こどもの家	紀の川市西井阪174-7	保育所等訪問支援	特定非営利活動法人ロッツ	岩出市東坂本69-1	令和元.9.30

和歌山県告示第696号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年11月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第697号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年11月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

田辺市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

和歌山県報 第58号

令和元年11月22日（金曜日）

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第698号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年11月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第699号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年11月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第700号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和元年11月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県報 第58号

令和元年11月22日（金曜日）

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和元年11月11日から令和2年3月19日まで
- 3 作業地域 和歌山県御坊市外地内

和歌山県告示第701号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和元年11月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和元年11月11日から令和2年3月19日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市外地内

和歌山県告示第702号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和元年11月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和元年11月11日から令和2年3月19日まで
- 3 作業地域 和歌山県西牟婁郡すさみ町外地内

和歌山県告示第703号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年11月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
海南市下津野字西浦42番1地先 から同市原野字西垣内98番5地 先まで	旧	7.56 13.34	1,299.50	
同上	新	11.19 18.22	1,293.42	

和歌山県告示第704号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

令和元年11月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
紀の川市竹房字阿弥陀432番1地先から同市竹房字阿弥陀431番1地先まで	旧	13.28 16.06	29.35	
同上	新	13.28 13.31	29.35	

和歌山県告示第705号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年11月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 花園美里線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字古垣内2220番1地先から同町大字花園梁瀬字カララシ2116番1地先まで

供用開始の期日 令和元年11月22日

和歌山県告示第706号

汎用コンピュータ（中央装置）賃貸借業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年11月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

汎用コンピュータ（中央装置）賃貸借業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和元年10月23日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社JECC

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 隨意契約に係る契約金額

36,389,232円（うち消費税及び地方消費税の額3,308,112円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 隨意契約の理由

特例政令第11条第1項第1号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。